

4. ライフステージを通じた 相談・支援

(参考資料)

障害児の相談支援体制

都道府県

障害児等療育支援事業

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

【財源】 交付税

関係機関・施設

関係機関

- ・発達障害者支援センター（都道府県）
- ・児童相談所（都道府県）

市町村

障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援

【財源】 交付税

関連施設

- ・障害児入所施設
- ・障害児通園施設
- ・児童デイサービス事業

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付(法定)

国1/2、県1/4、市町村1/4

(参考) 一般施策

- ・市町村保健センター 等

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者
(乳幼児期から学齢期、学齢期から就労への移行等、生活環境が大きく変わる場合も含まれる)

地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

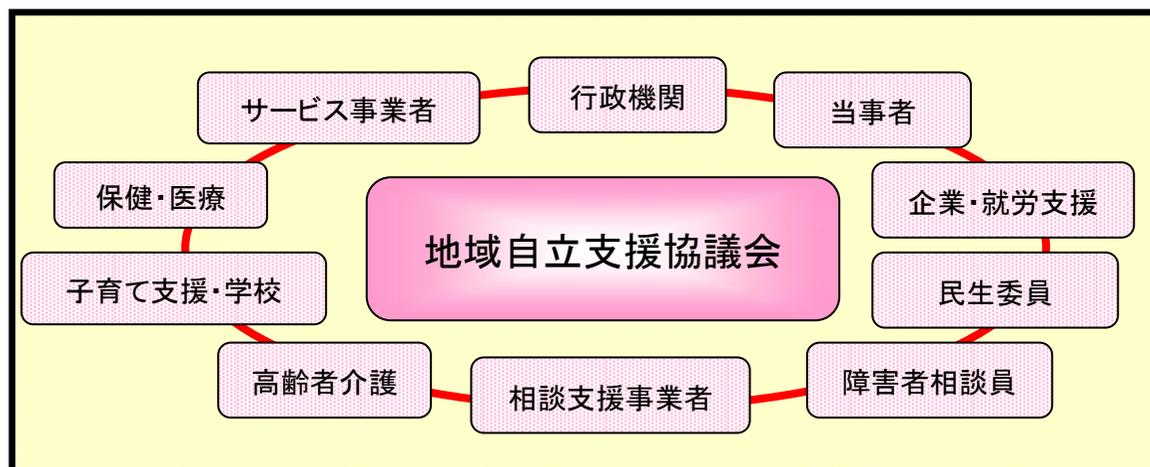
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

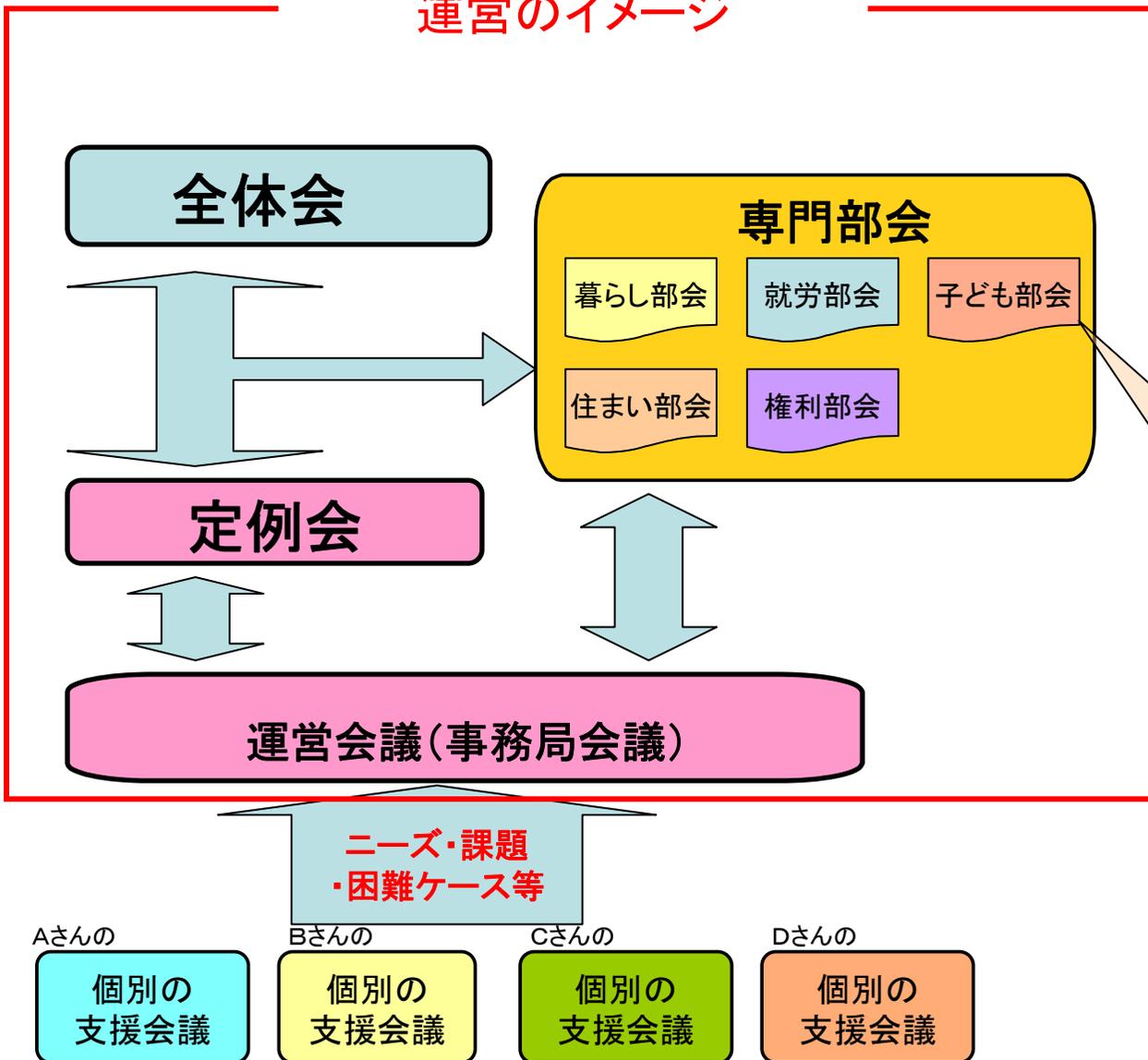
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



障害者自立支援協議会の運営例

運営のイメージ



地域自立支援協議会の設置形態、運営方法(専門部会の運営等)は、地域特性を反映して多様に展開されている。

(例)
※部会を設置し、それぞれのテーマごとに、個別支援事例で確認された地域課題の協議等を行うことが考えられる

※要保護児童対策協議会、特別支援教育のための協議会との連携も考えられる

連携強化・システムの構築

岩手県の地域自立支援協議会の設置状況

(H20. 6現在)

○ 協議会の設置市町村数	35／35市町村 (100%)	
○ 児童関係部会の設置状況	25／35市町村 (71. 4%)	
【児童関係部会の実働市町村】	10市町村 (28. 6%)	
北上市	子ども部会
二戸圏域(二戸市、一戸町、軽米町、九戸村)	障がい児支援部会
花巻市	障害児部会
久慈圏域(久慈市、洋野町、普代村、野田村)	療育分科会
【今後動き出す予定の部会】	15市町村 (42. 9%)	
西和賀町	こども部会
奥州市	療育部会
一関圏域(一関市、平泉町、藤沢町)	こども支援部会
気仙圏域(大船渡市、陸前高田市、住田町)	児童部会
釜石圏域(釜石市、大槌町)	児童支援部会
宮古圏域(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村) ..		発達支援部会

相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

○実施主体 市町村直営 25% 委託 58% 直営＋委託 17%
(相談支援事業者への委託)

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

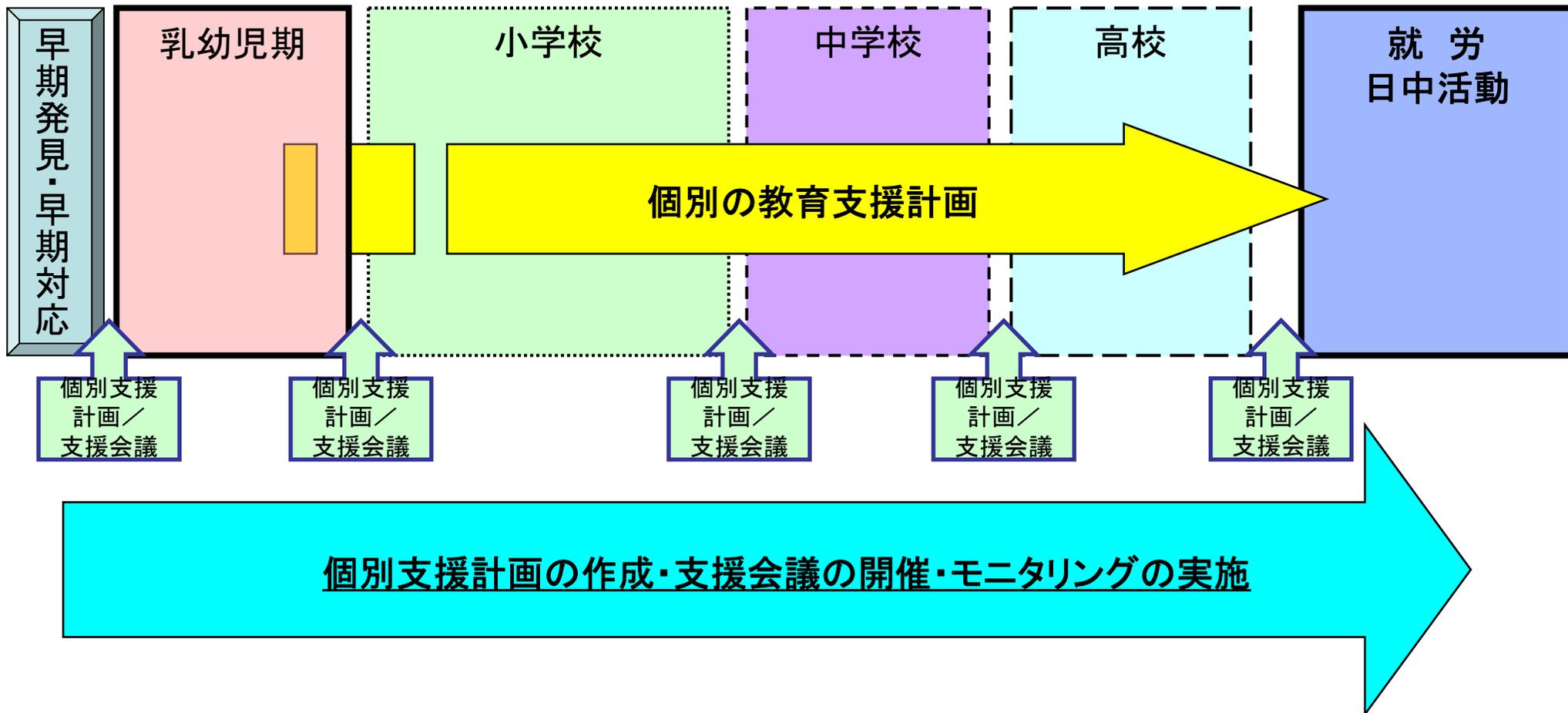
4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

ライフステージに応じた相談支援



※1 個別支援計画は、利用者のライフステージの変化により、一定期間集中的な支援が必要である者等について相談支援事業者等が作成。

※2 個別支援計画の作成については、サービス利用計画費を活用することが可能。

情報の共有化の取組例

○湖南省の発達支援システム

- ・「発達支援室」が核となり、関係課と連携して個々のケースをコーディネート。個別指導計画を作成し、情報を共有化している。

関係課・・・乳幼児健診(健康政策課)、保育(子育て支援課)、教育(教育委員会)、生活支援(社会福祉課)、就労支援(産業振興課)

○松江市のだんだんファイル

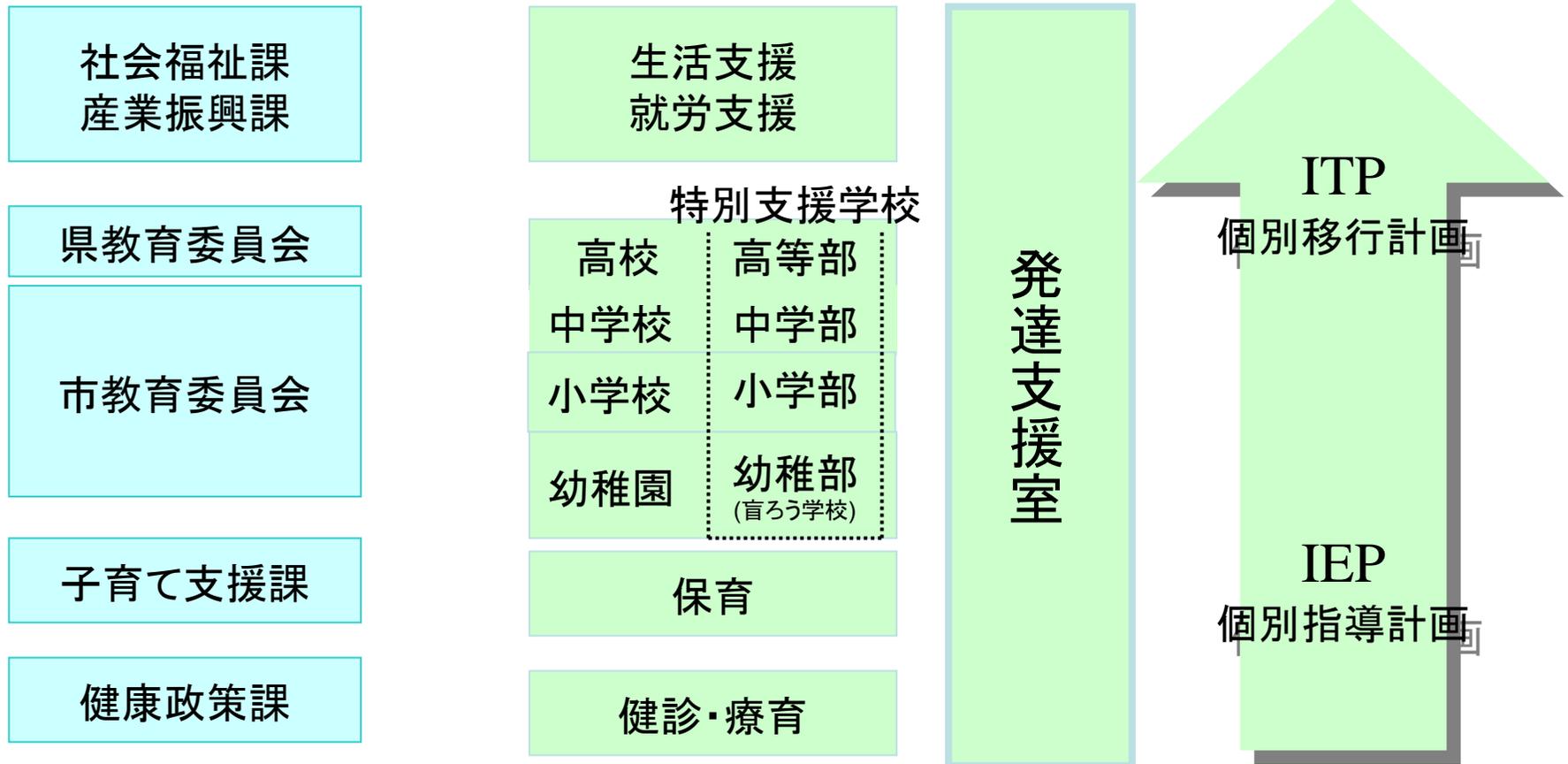
- ・子どもの支援や相談の情報をファイリングし、保護者が保管。このファイルに関係機関が見ることにより、情報を共有化している。

記載されている内容・・・成育歴、相談の記録、保育・教育の記録、そだちの記録

※保護者の記述が基本。保護者の依頼により関係機関が記述したものをファイルすることも可能。

湖南省発達支援システム

- 1) 教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関間の「横の連携」によるサービス
2) 個別のケースごとの就学前から学齢期さらに就労に至るまで、個別指導計画（IEP）・個別移行計画（ITP）による「縦の連携」によるサービスの提供



湖南省における発達支援に必要な情報の共有化

発達支援ネットワーク(KIDS) 2002～

保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、発達支援室、学校教育課、子育て支援課、保健センター、発達支援センター等、また、小児科医や巡回相談員が、発達支援に必要な情報共有・交換の仕組みをITを活用して可能にしている。

特徴

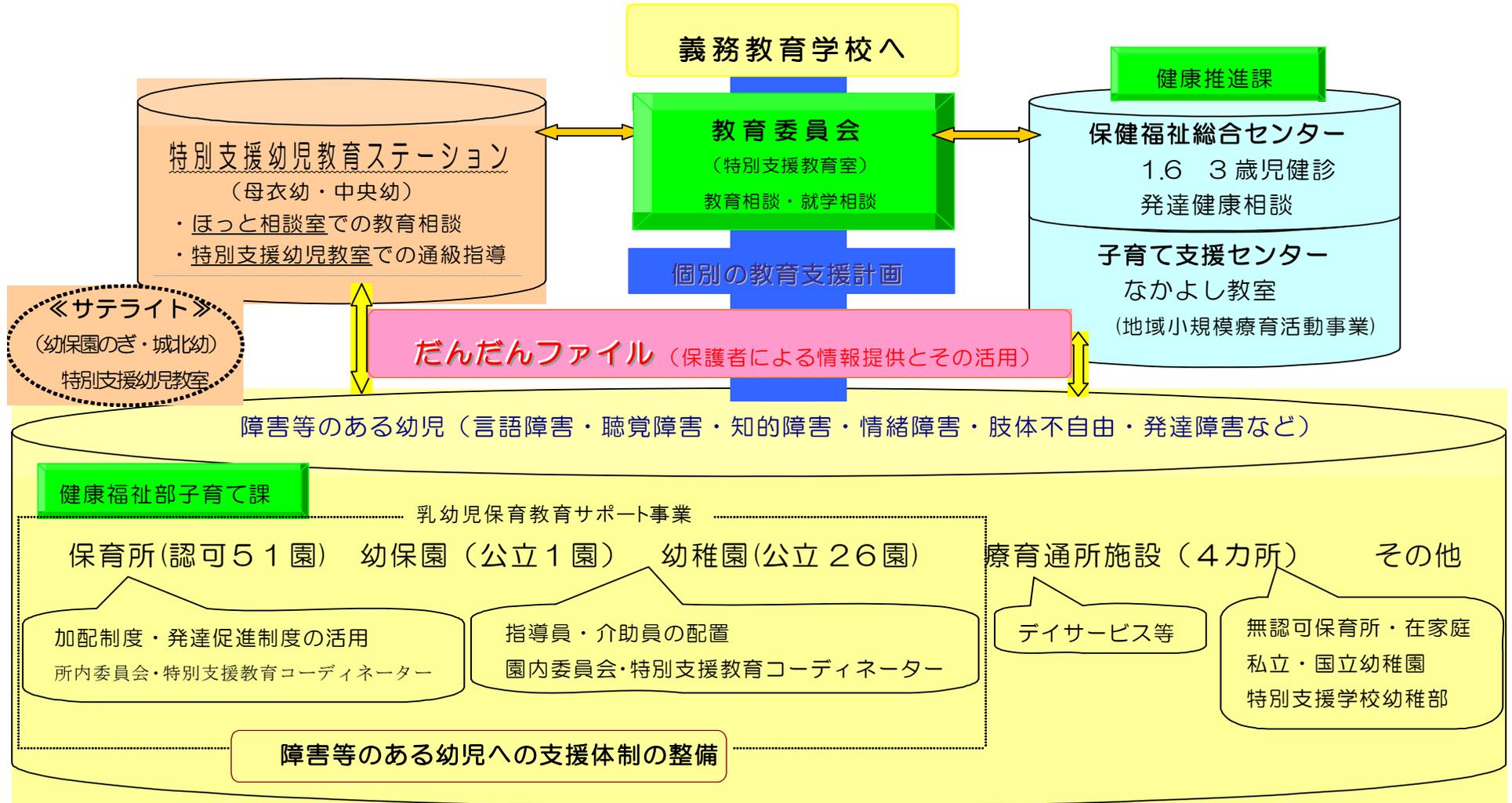
- ◆ 関係者間の連絡調整や会議録の共有が簡単にできること。
- ◆ 保護者の了承のもと、子どもの状況や指導記録が蓄積できること。

機能

1. オープンな会議室
各機関へのメッセージ送信と返信、個別指導計画の様式のダウンロード、国の動向へのリンク、研修に関する情報提供
2. クローズな会議室
個別の子どもに関する指導情報の蓄積と共有

【出典】 「特別支援教育研究2008年6月号」の特集記事より、厚生労働省が抜粋して作成

松江市における障害等のある乳幼児への一貫した支援体制 基本構想図 (H19)



★その他連携をしている機関；島根県立教育センター・中央児童相談所・医療機関・保健所・発達障害者支援センター(出雲市)・親の会等

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）

平成20年度予算額 503,052千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。

文 部 科 学 省

連携

厚生労働省

47都道府県に委嘱

特別支援教育推進地域

外部専門家（医師・大学教員・心理士等）による学校への巡回・派遣指導



特別支援連携協議会（教育と福祉ネットワークの協働）



教員研修

幼・小・中・高の教員、管理職、支援員、コーディネータ等への研修に拡充



学生支援員の活用
教員養成大学等の学生による学校の支援

グランドモデル地域（厚生労働省と連携）【乳幼児から成人期に至るまで一貫した支援】



相談支援ファイルの活用
（保護者が持ち関係間で一貫した情報を共有）



保健、福祉、医療機関との連携協議会



地域住民への理解・啓発

地域支援事業、就業支援事業等（厚労関係機関からの支援）



ハローワークなど



発達障害情報センター（厚労省H19～）

連携



発達障害教育情報センター
（（独）国立特別支援教育総合研究所に設置）



発達障害支援機器の実践的調査研究

校内研修に活用できる講義コンテンツの配信

など

学校（幼・小・中・高・特）における特別支援教育が総合的に推進される

相談支援ファイルとは

相談支援ファイルとは、早期から就労に至る一貫した支援のために、行政が保護者に渡し、保護者が所持するファイルである。

<これまでの問題点>

発達障害者支援法の要請である「早期発見・早期支援」を実現するためには、保護者や本人を支援する関係者(医療、保健、福祉、保育、教育関係者)が、バラバラに対応するのではなく、連携して行う必要があるが、現実には情報の共有などの面で困難を伴っている。

相談支援ファイルの作成・配付

(特徴)

- 市町村が作成・配付
- 保護者が保持
- 内容
 - ・対象児のプロフィール
 - ・個別の教育支援計画
 - ・子ども成長の様子
 - ・医師の診断記録
 - ・相談記録 など



(期待される効果)

- ・一貫した支援の推進
- ・保護者の外部説明の援助
- ・保護者への情報提供
- ・情報の共有・保持
- ・行政の責任ある対応

など

平成20年度「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」推進地域・グランドモデル地域一覧

(平成20年4月現在)

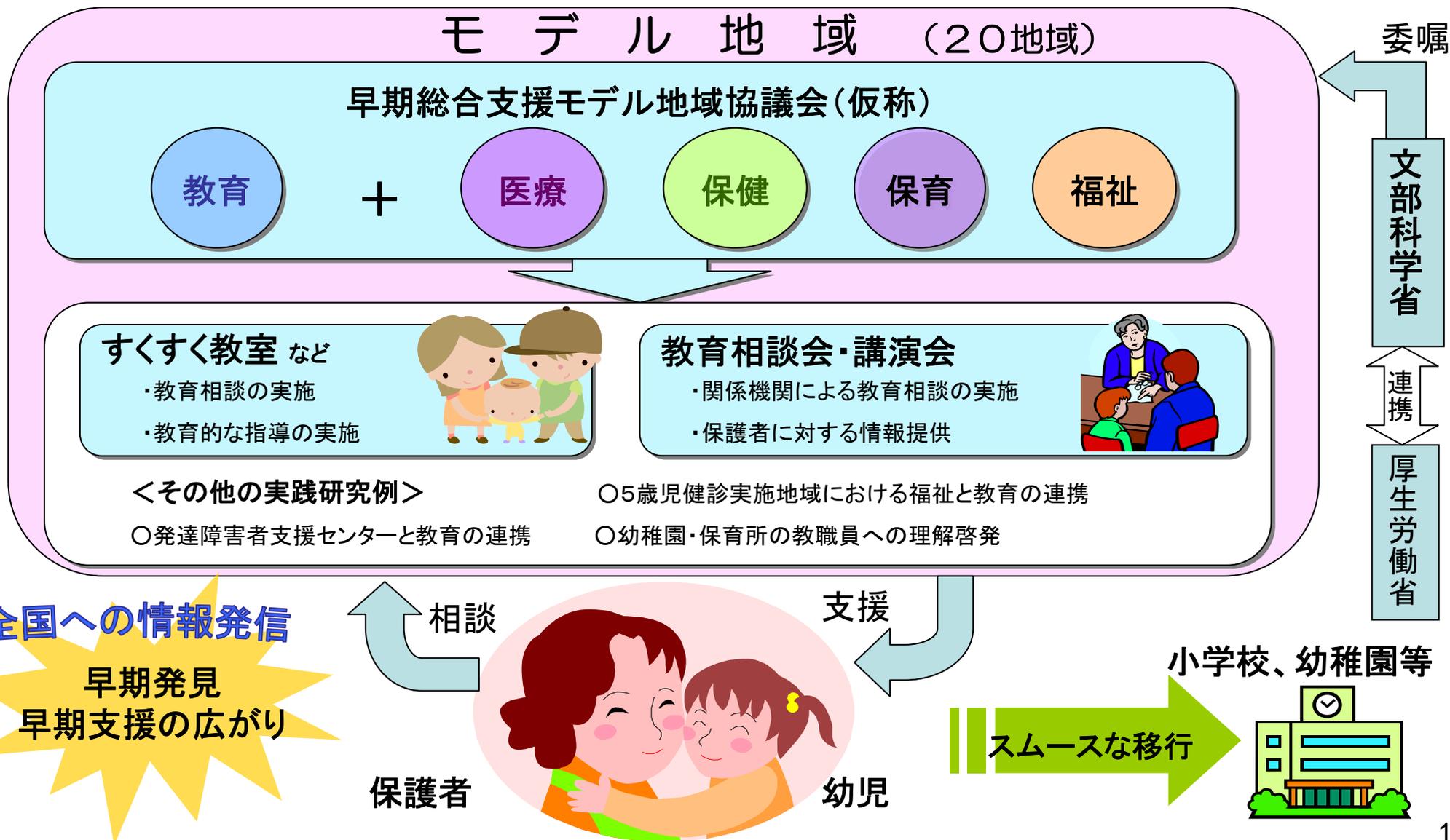
NO	都道府県名	推進地域	グランドモデル地域
1	北海道	札幌市を除く道全域	名寄市
2	青森県	県全域	県全域
3	岩手県	県全域	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
4	宮城県	女川町、登米市、気仙沼市、南三陸町、本吉町	白石市
5	秋田県	県全域	横手市
6	山形県	県全域	山形市
7	福島県	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、田村市、小野町、三春町、本宮市、大玉村、南相馬市、飯舘村、白河市、西郷村、中島村、矢吹町、泉崎村、棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
8	茨城県	県全域	土浦市
9	栃木県	茂木町、芳賀町、佐野市	足利市
10	群馬県	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、吉井町、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、高山村、東吾妻町	吉井町
11	埼玉県	県全域	戸田市、本庄市
12	千葉県	八千代市、野田市、柏市、流山市、鎌子市、印西市、富里市、匝瑳市、茂原市、夷隅郡市、南房総市、袖ヶ浦市	流山市、富里市
13	東京都	品川区、足立区、板橋区、立川市、青梅市、日野市、武蔵村山市、羽村市、小平市、日の出町	北区、あきる野市
14	神奈川県	相模原市、鎌倉市、大和市、海老名市、綾瀬市、磯間市、平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町、厚木市、愛川町、清川村	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
15	新潟県	県全域	柏崎市
16	富山県	県全域	滑川市、舟橋村、上市町、立山町、富山市
17	石川県	金沢市を除く県全域	加賀市
18	福井県	県全域	永平寺町
19	山梨県	県全域	甲府市
20	長野県	県全域	駒ヶ根市、塩尻市
21	岐阜県	県全域	県全域
22	静岡県	掛川市、吉田町、小山町	菊川市
23	愛知県	稲沢市、高浜市、蒲郡市	稲沢市、高浜市
24	三重県	桑名市、木曽岬町、四日市市、菟野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、松阪市、大台町、玉城町、明和町、鳥羽市、伊賀市、名張市、紀室町	いなべ市、亀山市
25	滋賀県	県全域	近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町、甲賀市、湖南市
26	京都府	府全域	綾部市、舞鶴市
27	大阪府	池田市、箕面市、豊能町、吹田市、守口市、大東市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、寝屋川市	岸和田市
28	兵庫県	県全域	神戸市を除く県全域
29	奈良県	県全域	橿原市
30	和歌山県	県全域	橿原市
31	鳥取県	県全域	海南市
32	島根県	県全域	三朝町
33	岡山県	県全域	斐川町
34	広島県	県全域	笠岡市、真庭市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、新庄村、西粟倉村
35	山口県	県全域	呉市、尾道市、三次市
36	徳島県	県全域	県全域
37	香川県	県全域	徳島市、鳴門市
38	愛媛県	県全域	小豆島町、土庄町
39	高知県	南国市、土佐市、須崎市、大豊町、本山町、土佐町、大川村、いの町、日高村、越知町、佐川町、仁淀川町、梶原町、四万十町、津野町、中土佐町、高知市	東温市 香美市、香南市
40	福岡県	宗像市、福津市、芦屋町、遠賀町、小郡市、八女市、広川町、福智町、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町、八幡西区、若松区、小倉北区、小倉南区	芦屋町
41	佐賀県	県全域	神崎市
42	長崎県	県全域	大村市
43	熊本県	県全域	宇城市
44	大分県	県全域	豊後大野市
45	宮崎県	都城市、延岡市	小林市
46	鹿児島県	県全域	鹿児島市
47	沖縄県	県全域	豊泉城市
	計	578市7区623町155村(自治体数:1363)	128市1区83町15村(自治体数:227)

発達障害早期総合支援モデル事業

(平成19年度予算額
成20年度予算額

50,807千円)
122,964千円

【課題】 発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)



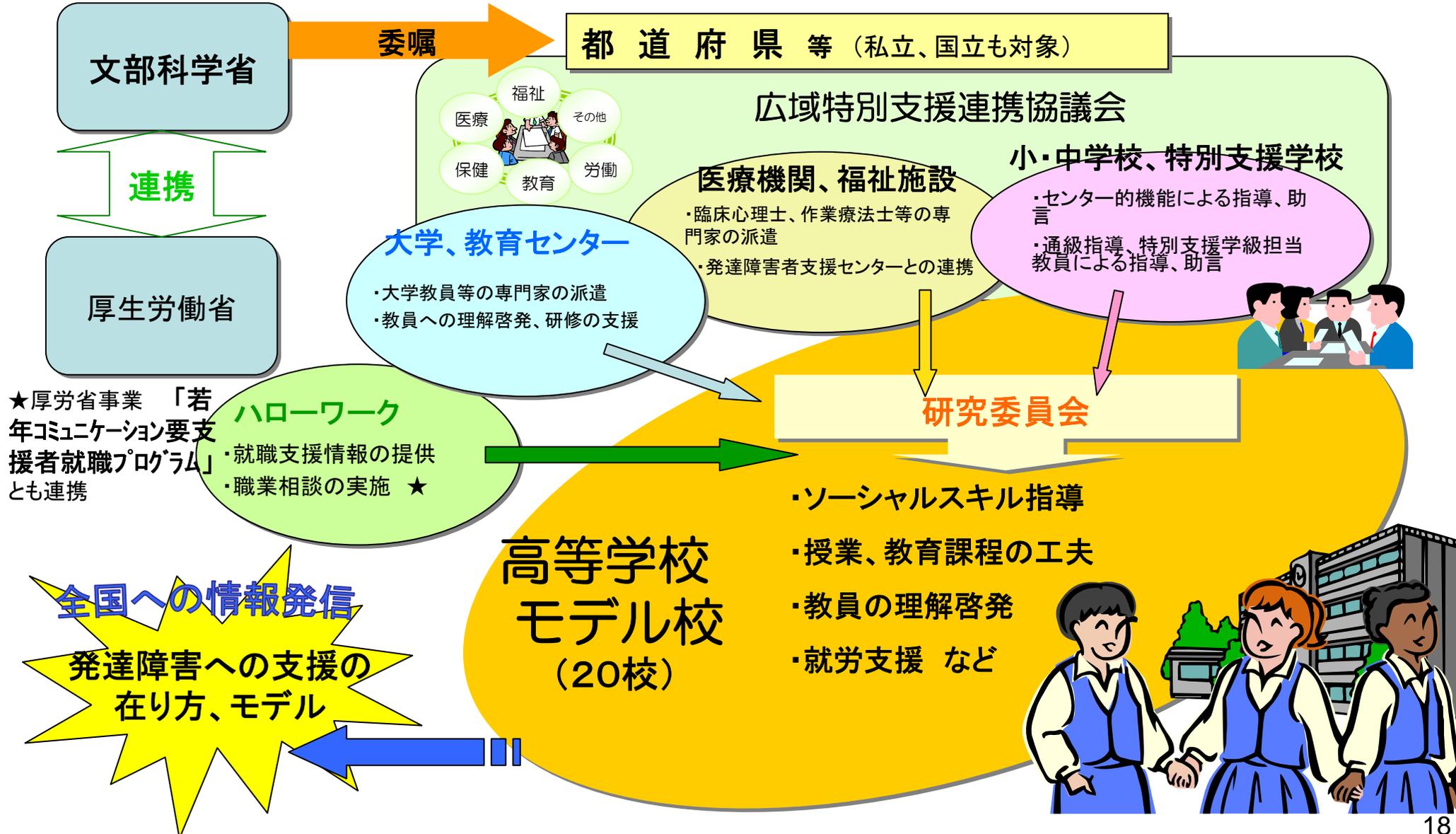
平成19・20年度 早期総合支援モデル地域

府県	平成19年度指定地域 (17地域:35自治体(2府5県26市3町))	府県	平成20年度指定地域 (10地域:14自治体(1府2県8市2町1村))
茨城県	水戸市	秋田県	秋田県(横手市)
栃木県	栃木市、大田原市	群馬県	桐生市、藤岡市、昭和村
群馬県	前橋市	長野県	駒ヶ根市、池田町
山梨県	山梨県(山梨市、笛吹市、甲州市)	大阪府	大阪府(河内長野市、岸和田市)
長野県	長野県(塩尻市)	愛媛県	新居浜市
滋賀県	日野町	福岡県	芦屋町
京都府	福知山市	鹿児島県	鹿児島県(霧島市)
大阪府	大阪府(豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市)	<p>(注1) 地域に府県名が記入されているところは、府県と括弧内の市町が連携した事業内容となっている。</p>	
奈良県	奈良市		
鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山町)		
島根県	島根県(松江市)		
岡山県	笠岡市		
山口県	山口県(宇部市、萩市)		
徳島県	徳島市		
福岡県	久留米市、前原市		

高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成19年度予算額 21,121千円)
20年度予算額 51,071千円

【課題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)



平成19・20年度 SNEモデル校（高校モデル校）

都道府県	設置者	平成19年度 (14校:国立2,公立11,私立1)	都道府県	設置者	平成20年度 (11校:公立10,私立1)
北海道	公立	北海道名寄農業高等学校	北海道	公立	士別東高等学校
埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校	群馬県	公立	前橋清陵高等学校
東京都	公立	東京都立世田谷泉高等学校	千葉県	公立	船橋法典高等学校
東京都	国立	東京学芸大学附属高等学校	新潟県	公立	出雲崎高等学校
静岡県	公立	静岡県立浜松大平台高等学校	長野県	公立	望月高等学校
滋賀県	公立	滋賀県立日野高等学校	長野県	公立	下高井農林高等学校
京都府	公立	京都府立朱雀高等学校	愛知県	公立	衣台高等学校
大阪府	公立	大阪府立枚方なぎさ高等学校	大阪府	公立	桃谷高等学校
大阪府	公立	大阪府立佐野工科高等学校	兵庫県	公立	姫路別所高等学校
和歌山県	公立	和歌山県立和歌山東高等学校	山口県	私立	長門高等学校
福岡県	公立	福岡県立東鷹高等学校	高知県	公立	高知北高等学校
福岡県	私立	西日本短期大学附属高等学校			
長崎県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校			
熊本県	公立	熊本県芦北高等学校			